

令和6年7月10日

参加者 各位

深谷市長 小島 進

質問回答書

深谷グリーンパーク基本計画策定及びPPP／PFI導入可能性調査業務に係る質問に対する回答は下記のとおりです。

記

No	質問事項	回答
1	<p>○実施要領 P1 業務の背景及び目的)、実施要領 P2 (3) 業務場所及び業務対象施設の概要</p> <p>入場者数、駐車場台数は記載されていますが、駐車場の概ねの利用率のデータを頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>駐車場の概ねの利用率のデータは取っていませんが、利用実態として、平常時（繁忙期以外の平日・土日祝日）では主に第1駐車場が利用されています。</p> <p>また、繁忙期（夏休み期間、土日祝日のイベント開催時・花の見頃時期（桜・チューリップ・ユリ・水泳大会実施時等）は、第1・2駐車場は満車状態となり、その後、第3→5→6駐車場の順に埋まっていく状況となっています。</p>
2	<p>○実施要領 P2 (3) 業務場所及び業務対象施設の概要</p> <p>「業務対象施設概要」が記載されていますが、敷地と建物配置のわかるスケールのある図面の借用等は可能でしょうか。</p>	<p>敷地と建物配置のわかるスケールのある図面の貸出等については、希望者には貸出等行いますので、実施要領に記載している問合せ先のメールアドレスにご連絡ください。</p>

3	<p>○実施要領 P3 参加資格要件</p> <p>参加資格⑦に関して、参加に必要な実績は記載のものいずれかか、全部を満たす必要があるか？</p>	<p>参加に必要な実績につきましては、平成26年度以降に、国・地方公共団体等において発注された公園・プール・農業（花き）振興施設・スポーツ施設・その他類似施設のいずれかの整備に係る基本計画策定又は導入可能性調査又はアドバイザー業務等を受託した実績を有することとしております。</p>
4	<p>○実施要領 P3 参加資格要件</p> <p>参加資格に記載はないが、PPP/PFI 導入経験は参加に必須ではないか？</p>	<p>参加資格上は記載していないため、必須ではありませんが、業務を行う上で経験があることが望ましいものと考えられます。</p>
5	<p>○実施要領 P3 参加資格要件</p> <p>グループ参加の場合、提案時の協業先明記は必須になるか？</p>	<p>必須になります。</p> <p>様式第1-2号「グループ企業に関する調書」に代表者名・構成員名をそれぞれ明記してください。</p>
6	<p>○様式集 様式第3号</p> <p>業務実績を様式第3号に記載することとなっています。なお、様式第3号については、「基本計画等・民間活力導入可能性・アドバイザーのいずれか判別できるようにすること」と記載されています。</p> <p>同一事業の同一業務で年度別に契約が分かれている業務実績を様式第3号に記載する場合（例：同一事業のアドバイザー業務について、複数年度契約ではなく単年度契約の実績の場合）は、履行期間、契約金額について、複数年度分の契約を記載してもよろしいでしょうか。それとも、代表的な単年度の契約のみを記載した方がよろしいでしょうか。</p>	<p>同一事業の同一業務で年度別に契約が分かれている業務においては、1件の実績として判断するため、複数年度分の契約をご記載ください。</p>
7	<p>○特記仕様書 1（1）</p> <p>「過年度アンケート」の実施時期、対象（所属・人数等）、質問内容等の詳細についてご教示ください。</p>	<p>市ホームページ上に、平成26～令和4年度までの深谷グリーンパーク事業報告書内「利用者満足度アンケート」を掲載しますので、ご確認ください。</p>

8	<p>○特記仕様書 2 (1) ③</p> <p>長期保全計画の「照査」とは、「深谷グリーンパークパティオ長期保全計画」のうち「4-2.2 修繕計画 (第 2 案)」、「4-3. 短期改修計画」及び「4-4. 中長期改修計画」の過年度 (2023 年度まで) の実施分について、現況と実施履歴を照らし合わせて、相違がないことを確認するという趣旨でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>また、現況と実施履歴を照らし合わせて、相違の有無を確認した上、計画上における残り (2024 年度以降) の工事内容の抽出も含まれます。</p>
9	<p>○特記仕様書 2 (1) ③</p> <p>「平成 29 年度深谷グリーンパーク・パティオ長期保全計画 (以下「長期保全計画」という。) の照査及び建物設備等現況」と記載がありますが、照査及び建物設備等現況を実施する担当者の資格要件等はありませんでしょうか。</p> <p>ある場合は該当する資格をご教示ください。</p>	<p>資格要件等は、実施要領 5 (2) ①に示すとおりですが、業務の実施に当たっては適切に確認できる者が配置されることが望ましいものと考えられます。</p>
10	<p>○特記仕様書 2 (1) ⑤</p> <p>「～等による意向把握」とは、「市民へのアンケート」または「ワークショップ」、「利用団体へのヒアリング」をすべて実施することを特定するものではなく、アンケート・ワークショップ・ヒアリングに限らず意向把握につながる手法であれば任意に提案することができると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
11	<p>○特記仕様書 2 (1) ⑥</p> <p>本業務で行う「長期保全計画の時点更新」は、対象施設に係る PPP/PFI 事業の公募等の際に、民間事業者へ修繕・改修の履歴や予定 (貴市の想定) を示す参考資料 (またはその材料) を作成するために行うものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

12	<p>○特記仕様書 2 (3) ②</p> <p>「プールの維持を前提としない再整備計画案」とありますが、建物内にプール機能は全て無くてもよいという認識でよいか？</p>	<p>建物内は自由提案を可とします。</p> <p>ただし、学校児童の水泳授業での活用や、高齢者の健康増進のために25mプールのような機能が配置されることは有効であるものと考えられます。また、それについては建屋内に限定しているものではありません。</p>
13	<p>○その他</p> <p>本業務を受託した企業が、その後計画を実現する場合に PPP/PFI の代表もしくは構成員になることに関しては制限がないか？</p>	<p>本業務を受託した企業が、その後計画を実現する場合に PPP/PFI の代表もしくは構成員になることに関しては制限を設けておりません。</p> <p>なお、次年度に予定しているアドバイザー業務においては、アドバイザー業務受託企業が、PPP/PFI の代表もしくは構成員になることに関して、制限をかける予定です。</p>
14	<p>○その他</p> <p>本業務に関与する者（再委託等先となる者も含む）について、対象施設に係る PPP/PFI 事業の公募の参画に係る制約はないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>質問 13 の回答を参照してください。</p>